

資料 2

○ 豊山町産前産後ヘルパー派遣事業について

事業の内容

妊娠中から産後6か月（多胎児の場合は12か月）にかけて、産後、母親の体調不良などの理由により家事を行うことが困難で、家族からの援助も十分受けられない場合に、町が委託する事業者からヘルパーを自宅に派遣し、家事の援助を行う。派遣時間は平日の日中、1日1回、1時間以上4時間以内とする。利用を希望する人は、町に登録と申請を必要とする。

- ・ 援助は家事に関することのみ。
- ・ 利用は、1回の出産につき40時間が上限（多胎児の場合は50時間）。
- ・ 利用者負担額 1時間当たり750円（利用者が事業者に直接支払う。）
（生活保護世帯・町民税非課税世帯は無料）

